

意見シート

指定申請団体名: 一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体

記入年月日: 平成30年12月6日

記入者の氏名: XXXXXXXXXX

※評語欄に記入する記号の考え方

A: 「指定の基準」を十分に満たしていると認められる。

B: 「指定の基準」を満たしていると認められる。

C: 「指定の基準」を満たしているとは認められない。

※区分Aの「十分に満たしている」とは、例えば、具体性、実現可能性、役員の資質等の点で特に優れていると認められること。

○委員確認欄(総合的な意見)

意見	評語
<p>非常に強い理念があるが、行動に当たるまでの制度のまだ不明な点や現実に執行するむずかしさを作文せずにそのままとらえておられることは、よく理解されていると思う。しかし大きな金額を託するためには形而下の整備がなされていないと不安はある。</p> <p>一方で大学をはじめ、関西他で活動される専門性の高い人々を結集する力は有するので、執行での困難はあるかもしれないが、組織の区切りを超えて大きな広がりを見せる可能性もある。</p>	B

○事務局確認欄

○委員確認欄(着眼点別)

着眼点	基準番号	該当ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認結果	備考	意見	評語
I 意欲							
役員(代表理事)の社会課題に対する問題意識、使命感、責任感等について確認する。	「3. 指定の基準について」	P3	面接においては、指定を受けようとする団体(以下「指定申請団体」という。)が指定活用団体の使命に対する強い実行・実現意志を有していること等も確認。	—		代表理事の考え方は、現在の関係する諸法の矛盾点を知り、地方での格差でのについての休眠預金の活用の強い意思を示されている。	A

○事務局確認欄					○委員確認欄(着眼点別)		
着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評語
Ⅱ 業務実施体制・能力の適確性							
Ⅰ)業務実施計画が、基本方針を踏まえ、基本原則(国民への還元、共助、持続可能性、透明性、説明責任、公正性、多様性、革新性、成果最大化、民間主導)等に適合しているか。	第2	P4	①業務実施計画が、基本方針を踏まえ、休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標や基本原則等に適合していること。	—	休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標や基本原則等について以下に記載あり。 P62～P80 業務実施計画「イ組織全体の使命・目標」、「ロ業務実施に当たっての基本的考え方等」 なお、P523 意見シート対応表において、意見シート「確認項目」との対応の記載あり。	基本的に意見を徴収してから構築するとしており、具体的な記載が乏しい。 対象とする団体が特定NPO法人と公益法人であることは書かれているが、結局各地域ブロックは同じということであれば現時点での確に実施できるように計画しているとは考えられない。	C
	第2	P4	②業務実施計画において、民間公益活動促進業務を適確に実施できる組織運営体制等が整備できる見通しが示されていること。	—	組織運営体制等について以下に記載あり。 P81～P95 業務実施計画「13. 組織運営体制等」 なお、P523 意見シート対応表において、意見シート「確認項目」との対応の記載あり。		
	第2	P4	③業務実施計画が、民間公益活動促進業務ごとに適確に実施できるものであると認められること。	—	民間公益活動促進業務ごとの実施について以下に記載あり。 P99～P136 業務実施計画「ハ基本方針に示された指定活用団体の業務ごとの目標、業務の実施内容、実施体制、実施計画」 なお、P523 意見シート対応表において、意見シート「確認項目」との対応の記載あり。		
Ⅱ)組織運営体制が整っているか。	第2	P4	②助成に係る業務を行う部署とは別に、社会の諸課題ごとに現地調査を含む継続的な進捗管理や助言・協力・支援及び成果評価の点検・検証等の機能を適切に発揮できる体制とすること。	—	P523 意見シート対応表において、「進捗管理や助言・協力・支援及び成果評価の点検・検証等」について「現実的に段階的に進めて、中期計画の第4ステージで左記の体制に到達する予定にしております。」との記載あり。 P95 業務実施計画「13.組織運営体制等」(3)第4ステージ組織図(2020年09.01付) なお、P92 業務実施計画「13.組織運営体制等」の職員担当表に事務分享の記載あり。	具体的に語られた業務実施計画でなく、Bブロックでヒアリングを行うということだけである。現実から逆算するのではなく、ある程度の行動計画はほしい。 公益法人としてすることは、立法サイドと議論したほうがよい。	C
	第2	P4	④評議員会は、経済界、金融界や労働界、学識経験者、マスコミ、ソーシャルセクター(公益活動に係る分野)等の幅広い分野から人材登用を図り、構成の多様化を図ることが望ましい。	—	P161～P162 別紙様式3(1. 評議員名簿) ※掲載順 「評議員の構成の多様性」として各評議員について以下のとおり記載あり。 ・中野秀男(有識者(科学技術)) ・堀井良哉(助成財団理事長) ・三木秀夫(法曹界(弁護士)) ・秋山孝二(地方(北海道)) ・岩永清滋(有識者(公認会計士+NPO法人会計基準)) ・大貫一(有識者(会計学+公益法人会計)) ・尾上選哉(有識者(会計学)) ・柏木登起(ソーシャルセクター代表理事) ・崎元利樹(助成財団) ・野村卓也(ソーシャルセクター(社会的企業)) ・橋本正洋(有識者(科学技術)) ・原丈人(ソーシャルセクター) ・開梨香(地方(沖縄)) ・藤井秀樹(有識者(会計学)) なお、P523 意見シート対応表において、意見シート「確認項目」との対応の記載あり。		
	第2	P5	⑤理事会は迅速な意思決定を図る観点から、理事の総数は必要最小限にとどめることが望ましい。 (参考:一般財団法人を設置する場合、理事の人数の下限は3人)	—	P163 別紙様式3(2. 理事名簿) ※掲載順 ・池内啓三(非常勤理事) ・金井宏実(非常勤理事) ・出口正之(常勤理事(代表理事)) なお、P524 意見シート対応表において、意見シート「確認項目」との対応の記載あり。		
	第2	参考2 (スケジュール)	準備行為実施計画の内容が適確に実施できるものとなっているか。	—	P143～P160 準備行為実施計画 なお、P524 意見シート対応表において、意見シート「確認項目」との対応の記載あり。		

○事務局確認欄					○委員確認欄(着眼点別)		
着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評語
II 業務実施体制・能力の適確性の続き							
iii) 経理的基礎が整っているか。	第3	P5	貸借対照表、収支予算書等による財務状態を踏まえ、今後の財務の見通しが適切であること。	—	<p>P96～P99 業務実施計画「15.業務運営コスト」 P137～P142 業務実施計画「27.支出見込み合計」 P160 準備行為実施計画「XI.収支予算」 P517 財産目録(平成30年9月11日現在)</p> <p>財務状態等について以下の記載あり。 (財産目録) 資産合計300万円/負債合計0円/純資産300万円 (収入) 収入合計: 702億5362万1千円(2019年度)、703億3458万2千円(2020年度)、703億6577万4千円(2021年度)、704億2509万7千円(2022年度)、704億5479万7千円(2023年度) (支出) 支出合計: 703億2925万円(2019年度)、703億2138万2千円(2020年度)、703億3607万4千円(2021年度)、703億7229万7千円(2022年度)、703億7229万7千円(2023年度) うち助成交付金支出: 40億円(2019年度)、40億円(2020年度)、40億円(2021年度)、40億円(2022年度)、40億円(2023年度) 準備行為実施計画期間の費用:7892万9千円</p> <p>なお、P524 意見シート対応表において、意見シート「確認項目」との対応の記載あり。</p>	公益法人を前提としていると、体系の違う管理とどのように融合するのかわからない。人員の調達はできるようである。	日
	第3	P6	法人の財産の管理、運用について理事、監事が適切に関与する体制を整備すること。	—	<p>法人の財産の管理、運用について理事、監事が関与する体制について以下に記載あり。 P5 定款第8条(財産の管理) P430～P431 理事の職務権限規程 P469～P475 監事監査規程 P476～P484 経理規程 P491～P512 職務権限規程(法人全体) P81～P99 業務実施計画「13.組織運営体制等」</p> <p>なお、P524 意見シート対応表において、意見シート「確認項目」との対応の記載あり。</p>		
	第3	P6	経理を適正に行うための十分な人員及び体制を確保する見込みがあること。	—	<p>経理を行うための人員及び体制について以下に記載あり。 P81～P95 業務実施計画「13.組織運営体制等」</p> <p>なお、P525 意見シート対応表において、意見シート「確認項目」との対応の記載あり。</p>		
	第3	P6	他の団体の意思決定に実質的に関与することができる株式等を保有していないこと。	○	—		
	第3	P6	必要な会計帳簿を備え付けること。	○	—		
	第3	P6	民間公益活動促進業務に関する経理とその他の業務に関する経理とを区分して整理すること。	○	—		
	第3	P6	会計監査人を設置する旨を定款で定めること。	○	<p>P27 定款変更の案第26条第4項において、「この法人に会計監査人を置く。」と定められている。 P165 別紙様式3(4.会計監査人名簿) 会計監査人 ひびき監査法人</p>		
	第3	P6	法に規定する収支予算書及び収支決算書については資金収支ベースのものとし、収支決算書については公認会計士又は監査法人の監査意見を付すことを諸規程等に定めること。	○	—		
	第3	P6	監事のうち少なくとも1名が公認会計士又は税理士であること。	○	<p>P164 別紙様式3(3.監事名簿) ※掲載順 ・久保井一匡(非常勤)(弁護士) ・島田牧子(非常勤)(公認会計士・税理士)</p>		

○事務局確認欄					○委員確認欄(着眼点別)		
着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評語
II 業務実施体制-能力の適確性の続き							
iv) 技術的(専門的)基礎が整っているか。	第3	P6	①民間公益活動やソーシャル・イノベーションに関する十分な知識を有するほか、助成を行った実績を有するなど、民間公益活動促進業務を適確に実施するために足る知識・技術を有する役職員を置くとともに、必要に応じ外部の専門家等を活用すること。	—	<p>専門的能力等について以下に記載あり。 P168～P339 別紙様式4(履歴書)</p> <p>外部の専門家等について以下に記載あり。 P528～P538 公益財団法人関西大阪21世紀協会関係書類 P539～P544 評価委員会就任予定者</p> <p>なお、P525 意見シート対応表において、意見シート「確認項目」との対応の記載あり。</p>	評価関係者もまず総務に入れてコンセプト共有ということと言われるが、その後の定数評価は外部、定性は内部であるが現状で委員会がその機能を果たすので、日常的にラインでどう行っていくのかわからない。定量評価のみへの批判はあるので、定性面での団体内での組織は確立すべきだと思う。	C
	第3	P6	②特に、資金分配団体になり得る団体に関する十分な知見やネットワーク等を有すること、非資金的支援を必要に応じて外部の団体や専門家とも連携しつつ伴走型で提供できる能力を有すること、ICT等を積極的に活用すること。	—	<p>専門的能力等について以下に記載あり。 P168～P339 別紙様式4(履歴書)</p> <p>外部の専門家等について以下に記載あり。 P528～P538 公益財団法人関西大阪21世紀協会関係書類 P539～P544 評価委員会就任予定者</p> <p>なお、P525 意見シート対応表において、意見シート「確認項目」との対応の記載あり。</p>		
	第3	P6	③また、案件組成・案件発掘能力を有すること及び科学技術分野の動向に知見を有することが認められることが望ましい。	—	<p>専門的能力等について以下に記載あり。 P168～P339 別紙様式4(履歴書)</p> <p>外部の専門家等について以下に記載あり。 P528～P538 公益財団法人関西大阪21世紀協会関係書類 P539～P544 評価委員会就任予定者</p> <p>なお、P525 意見シート対応表において、意見シート「確認項目」との対応の記載あり。</p>		
v) 役員(代表理事)は適確に運営する十分な資質(マネジメントの能力等)を持っているのか。	「3. 指定の基準について」	P3	面接においては、指定を受けようとする団体(以下「指定申請団体」という。)が指定活用団体の使命に対する強い実行・実現意志を有していること等も確認。	—		学者の矜持が強すぎるので、実務遂行をきちんとされるかわからない。	B

○事務局確認欄

○委員確認欄(着眼点別)

着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評語		
Ⅲ中立性・公正性									
i) 公正性を確保するために組織運営体制・諸規程が整備されているか。不正行為や利益相反防止等の組織運営上の工夫がなされているか。	【組織運営体制に関する事項】								
	第2	P4	①民間公益活動促進業務の適正な実施のために、コンプライアンス施策の検討等を行う組織(外部の有識者等も参加するもの。)及びその下に実施等を担う部署を設置すること。	—	P81~P95 業務実施計画「13. 組織運営体制等」 上記のうち、P91~P92 業務実施計画「(2)第2ステージ組織図(2020.9.1付)」において、「コンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署」として、「コンプライアンス委員会」、「総務部」(コンプライアンス統括部)の記載あり。 なお、P526 意見シート対応表において、意見シート「確認項目」との対応の記載あり。	コンプライアンス・ガバナンスについては強いこだわりを感じる。 報酬は機構を批准しており、公正性を担保しようということがわかる。	A		
	第2	P4	③資金分配団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう監督するために必要な専門部署を設置すること。	—	P81~P95 業務実施計画「13. 組織運営体制等」 上記のうち、P91~P92 業務実施計画「(2)第2ステージ組織図(2020.9.1付)」において、助成先団体の監督を実施する部署として「助成先監督室」の記載あり。 なお、P527 意見シート対応表において、意見シート「確認項目」との対応の記載あり。				
	【諸規程等に関する事項】								
	第2	P5	①評議員会及び理事会の運営規則や倫理規程、役員の報酬規程、情報公開規程等、一般的に組織の運営を公正に行うために必要な諸規程等を備えること。	○	—				
	第2	P5	②評議員会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いた上で行うことを民間公益活動促進業務規程の案に定めること。	○	P375 民間公益活動促進業務規程の案 第3条(公益認定と同水準のガバナンス・コンプライアンス体制) 3. 本財団は、財団の評議員会又は理事会の決議に当たっては、定款、評議員会運営細則、理事会運営細則の定めに従って当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いた上で行われなければならない。				
第2	P5	③役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図ることを民間公益活動促進業務規程の案に定めること。	○	P375 民間公益活動促進業務規程の案 第6条(利益相反に防止に係る体制の整備及び運用) 本財団の役職員は、3か月ごとに「利益相反に該当する事項」に関する申告書を提出し、監事及び職員にあっては理事会において、また、理事にあっては監事全員及びコンプライアンス委員会において内容を確認しなければならない。その際、理事会は監事及び職員に対して、監事は理事に対して、必要に応じて是正を命じることができる。また、6か月に一度、利益相反該当状況を公表するものとする。					
第2	P5	④民間公益活動促進業務に係る理事、監事及び評議員に対する報酬等については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、指定活用団体の経理の状況その他の事情を考慮して不当な水準とならないような支給の基準を諸規程等に定めること。	—	P428 別紙様式7(役員及び評議員の年間報酬等見込額並びに職員の給与の年間支給見込額について) 役員及び評議員に対する報酬等について以下の記載あり。 評議員(非常勤):111千円(年2回) 代表理事(常勤):19,881千円(但し、退職給与分は含まず。規程による。) 監事A(非常勤):1,860千円(規程による。) 監事B(非常勤):1,932千円(規程による。) 職員(管理職)の一人当たり給与:11,876千円(人数:2人 但し、退職給与分は含まず。) 職員(管理職)の一人当たり給与:10,917千円(人数:2人 但し、退職給与分は含まず。) 職員(管理職以外)の一人当たり給与:6,855千円(人数:1人7級1号 但し、退職給与分は含まず。) 職員(管理職以外)の一人当たり給与:6,340千円(人数:1人6級1号 但し、退職給与分は含まず。) 職員(管理職以外)の一人当たり給与:5,723千円(人数:1人5級1号 但し、退職給与分は含まず。) 職員(管理職以外)の一人当たり給与:5,327千円(人数:1人4級1号 但し、退職給与分は含まず。) 職員(管理職以外)の一人当たり給与:5,000千円(人数:0人(中途採用 4月から9月まで順次)) P98 業務実施計画「人件費積算の考え方」 非常勤理事2人:3,696千円 P97~P99 業務実施計画において、「人件費積算の考え方」について記載あり。 P411~P413 役員報酬規程、P414 評議員の報酬等に関する規程、P415~P427職員給与規程 なお、P527 意見シート対応表において、意見シート「確認項目」との対応の記載あり。					

(次ページに続)

○事務局確認欄

○委員確認欄(着眼点別)

着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見 (前ページにご記入ください)	評語 (前ページにご記入ください)
(前ページからの続き)	第2	P5	⑤民間公益活動促進業務を行うに当たり、評議員、理事、監事、職員その他の指定活用団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものであることを諸規程等に定めること。	○	P441 コンプライアンス規程 (公益認定法に規定するコンプライアンスの順守) 第8条 本財団の役職員は内閣府による公益法人の認定の有無にかかわらず、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号。以下「公益認定法」という)以下を順守しなければならない。 1. 認定法第5条三号の「その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること」		
	第2	P5	⑥不正行為や利益相反防止のために必要な諸規程等を備えること。	○	P375,P379 民間公益活動促進業務規程の案 第6条 (利益相反に防止に係る体制の整備及び運用) 本財団の役職員は、3か月ごとに「利益相反に該当する事項」に関する申告書を提出し、監事及び職員にあっては理事会において、また、理事にあっては監事全員及びコンプライアンス委員会において内容を確認しなければならない。その際、理事会は監事及び職員に対して、監事は理事に対して、必要に応じて是正を命じることができる。また、6か月一度、利益相反該当状況を公表するものとする。 2 本財団の評議員並びに役職員は、資金分配団体及び民間活動を行う団体との関係及びその候補者との関係において疑念を招かないように別に定める「評議員及び役職員と資金分配団体及び民間活動を行う団体等との関係規則」に従わなければならない。 第11条 (利害関係者の取扱い) 前条における資金団体の選定に当たっては選定申請団体との間に利害関係のある者は審査に加わることができない。 P433 倫理規程 (倫理行動基準) 第4条 役職員は、本財団の役職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき基準として、行動しなければならない。 一 役職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。 二 役職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私利私欲のために用いてはならないこと。 三 役職員は、法令及び本財団の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の行為をしてはならないこと。 四 役職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組みなければならないこと。 五 役職員は、勤務時間外においても、自らの行動が本財団の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。 P438~P439 評議員及び役職員と資金分配団体及び民間活動を行う団体等との関係規則 P440~P443 コンプライアンス規程		
	第2	P5	⑦ガバナンス・コンプライアンス体制を実効性あるものとするため、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえ、内部通報制度を整備すること。	○	P444~P446 内部通報制度規程		
	第2	P5	⑧民間公益活動促進業務を行うに当たり、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないことを諸規程等に定めること。	○	P441 コンプライアンス規程 (公益認定法に規定するコンプライアンスの順守) 第8条 本財団の役職員は内閣府による公益法人の認定の有無にかかわらず、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号。以下「公益認定法」という)以下を順守しなければならない。 2. 認定法第5条四号の「その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない」。		
	第2	P5	⑨残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条17号に規定する法人又は国に帰属させる旨を定款に定めること。	○	P14 定款 (残余財産の帰属) 第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。		

○事務局確認欄					○委員確認欄(着眼点別)		
着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評語
Ⅲ中立性・公正性の続き							
ii) 役員又は職員の構成が、公正性の観点から適切か。利益相反防止の工夫がなされているか。	第4	P6	①各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様とします)。	○	P368 別紙様式6(役員又は職員の構成についての確認書)が提出されている。	問題なし	A
	第4	P6	②他の同一の団体の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様とします)。	○	P368 別紙様式6(役員又は職員の構成についての確認書)が提出されている。		
	第4	P6	③職員が特定の団体の出身者に偏らないこと。	—	P292～P339 別紙様式4(履歴書(職員)) 職員8名のうち、 学校法人関西大学から6名 職員8名のうち、 特定非営利活動法人大阪NPOセンターから5名 職員の構成に関する考え方について以下に記載あり。 P75 業務実施計画「10.(3)人の集合である文化面の重視」 P97 業務実施計画「人件費積算の考え方」 P145 準備行為実施計画「I.【人事に対する基本プラン】」 P368 別紙様式6(役員又は職員の構成についての確認書)が提出されている。 なお、P527 意見シート対応表において、意見シート「確認項目」との対応の記載あり。		
iii) 民間公益活動促進業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって業務の公正な実施に支障を及ぼさないか。	第5	P7	③民間公益活動促進業務以外の業務を実施することにより、民間公益活動促進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。	—	P518 別紙様式8(民間公益活動促進業務以外の業務に関する説明書) 民間公益活動促進業務以外の業務を行う予定はないとしている。 なお、P527 意見シート対応表において、意見シート「確認項目」との対応の記載あり。	機構からの金額を初年度から700億を想定しているが、大きな運用益との差額を事業として考えなくてよいか？規定等での強化をすることが望まれるが、実際に交付される金額がそうでない場合には該当なし。	A
	第5	P7	①民間公益活動促進業務とその他の業務の職員、組織及び予算等が実質的に区分されていること。	○	—		
	第5	P7	②民間公益活動促進業務が法人の主たる業務となっていること。	○	—		
	第5	P7	④社会的信用を維持する上でふさわしくない業務又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務を行わないこと。	○	—		
iv) 役員(代表理事)は中立性・公正性に対する強い意識があるか。	「3. 指定の基準について」	P3	面接においては、指定を受けようとする団体(以下「指定申請団体」という。)が指定活用団体の使命に対する強い実行・実現意志を有していること等も確認。 民間公益活動促進業務の適確かつ公正な実施に支障を及ぼすおそれなく、特定の目的を有して活動している既存の団体では困難な、中立的な立場を守る必要がある。	—		強い気持ちが伝わる。特に地域格差に対する強いメッセージがある。	A
IVその他							
業務実施計画・準備行為実施計画の内容等に関する加減点ポイントなど。上記Ⅰ～Ⅲに関する点を除く。				—		制度がまだカバーできていない論点をよく理解されている。	

○事務局確認欄

○委員確認欄(着眼点別)

着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評語
以下は事務局記載							
民間公益活動の促進に資することを目的とする一般財団法人であること	第1	P3	①定款で定める指定申請団体の目的が、法第20条第1項で定める指定活用団体の目的(民間公益活動の促進に資すること)に適合していること。	○	—		
	第1	P4	②「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)」に規定される一般財団法人であること。	○	—		
欠格事由	第6	P7	指定申請団体が、下記①～③のいずれにも該当しないこと。 ①法第17条第3項各号に掲げる団体 ②法第33条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から3年を経過しない団体 ③役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 ロ 法の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者	○	—		
必要書類の有無及び書類上の記載の有無の確認			指定活用団体指定申請書(別紙様式1参照)	○ (有)	—		
			①指定申請団体の基本情報(別紙様式2参照)	○ (有)	—		
			②定款	○ (有)	—		
			③登記事項証明書	○ (有)	—		
			④指定の申請に関する意思の決定を証する書類	○ (有)	—		
			⑤設立趣意書及び設立者の一覧(様式自由)	○ (有)	—		
			⑥業務実施計画(様式自由)	○ (有)	—		
			イ 組織全体の使命・目標	○	—		
			ロ 業務実施に当たっての基本的考え方等	○	—		
			ハ 基本方針に示された指定活用団体の業務ごとの目標、業務の実施内容、実施体制、実施計画	○	—		

○事務局確認欄					○委員確認欄(着眼点別)		
着眼点	基準番号	該当ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認結果	備考	意見	評語
必要書類の有無及び書類上の記載の有無の確認			⑦準備行為実施計画(様式自由)	○ (有)	—		
			優先的に解決すべき社会の諸課題の決定のプロセスの明確化	○	—		
			資金分配団体の公募に向けた各種書類の作成のプロセスの明確化(資金提供契約書等)	○	—		
			評価指針・マニュアルの作成のプロセスの明確化	○	—		
			シンボルマークの作成準備、決定のプロセスの明確化	○	—		
			各種規程等の整備のプロセスの明確化	○	—		
			資金分配団体に対する公募・助成等に係るICTシステムの企画のプロセスの明確化	○	—		
			⑧評議員、役員、職員及び会計監査人(就任予定者を含む。)の氏名、住所、履歴及び専門的能力等に関する事項を記載した書類(別紙様式3及び4参照)	× (無)	P161~P167 別紙様式3については、申請受付期間内(10月1日~5日)に受領した資料一式には含まれておらず、チェックリストと申請書類に齟齬がある旨の通知を指定申請団体に行った後に受領したものであるため。		
			⑨評議員、役員、職員及び会計監査人への就任予定者の就任承諾書(別紙様式5参照)	○ (有)	—		
			⑩役員(就任予定者を含む。)について、上記「3.指定の基準について」の「第4 役員又は職員の構成が、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること」を確認した書類(別紙様式6参照)	○ (有)	—		
			⑪民間公益活動促進業務規程の案(様式自由)	○ (有)	—		
			基本方針に示された指定活用団体の業務ごとの実施の方法に関する事項	○	法第23条第2項第1号において、民間公益活動促進業務規程に定めることとされているもののうち「資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定の基準」に関し、以下に記載あり。 民間公益活動促進業務に関する規程の案のうちP379~P381 第13条(資金分配団体選定の基準) 第14条(選定における留意事項) 第15条(民間公益活動を行う団体の選定の基準)		
			民間公益活動促進業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項(ガバナンス、コンプライアンス体制に関する事項等)	○	—		
			休眠預金等に係る資金の活用対象の範囲	○	—		
		業務委託の基準	○	—			
		契約に関する基本的事項	○	—			
		収支決算書に係る外部監査の実施に関する事項	○	—			

○事務局確認欄					○委員確認欄(着眼点別)	
着眼点	基準 番号	該当 ページ	公券要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見
必要書類の有 無及び書類上 の記載の有無 の確認			資金分配団体及び民間公益活動を行う団体 において不正等が生じた場合における貸付け 等の停止及び休眠預金等に係る資金の返還 債務を確実に履行させる措置並びに弁済期 が到来した貸付金に係る返還債務を確実に 履行させる措置等	○ —		
			⑫各種規程等(様式自由)	○ (有)		
			・評議員会の運営に関する規程	○ (有)		
			・理事会の運営に関する規程	○ (有)		
			・役員及び評議員の報酬等に関する規程	○ (有)		
			・職員の給与等に関する規程(指定活用団体 の指定を受けた場合における役員及び評議 員の年間報酬等見込額並びに職員の給与の 支給見込額を示した資料を添付すること。(別 紙様式7参照))	○ (有)		
			・理事の職務権限に関する規程	○ (有)		
			・倫理に関する規程	○ (有)		
			・コンプライアンスに関する規程	○ (有)		
			・公益通報者保護に関する規程	○ (有)		
			・情報公開に関する規程	○ (有)		
			・文書管理に関する規程	○ (有)		
			・リスク管理に関する規程	○ (有)		
			・監事の監査に関する規程	○ (有)		
			・経理に関する規程	○ (有)		
			・組織(事務局)に関する規程	○ (有)		
			⑬前事業年度における貸借対照表、損益計算書及 び財産目録並びに当事業年度における収支予算書 (申請の日の属する事業年度に設立された法人に あつては、その設立時における財産目録)	○ (有)		
		⑭民間公益活動促進業務以外の業務を行う場合に は、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を 及ぼすおそれがない旨を説明した書類(別紙様式8 参照)	○ (有)			
		⑮指定を受けようとする法人及び役員(就任予定者 を含む。)が欠格事由に該当しないことを誓約する書 類(別紙様式9参照)	○ (有)			
		⑯行政機関から受けた指導等に対する措置状況の 一覧(別紙様式10参照)	○ (有)			
		⑰事務所のレイアウト図(様式自由)	○ (有)			